

平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に
適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ & A
【具体的事例編】

平成30年10月
国税庁消費税室

凡例

○ 文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりである。

【法令】

- 改正法 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）
- 改正令 消費税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第317号）

【通達】

- 基通 消費税法基本通達（平成7年12月15日付課消2-25ほか4課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）
- 31年経過措置通達 平成26年10月27日付課消1-35ほか4課共同「平成31年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて」（法令解釈通達）

【用語】

- 31年新消費税法 改正法第3条《消費税法の一部改正》の規定による改正後の消費税法
- 31年旧消費税法 改正法第3条《消費税法の一部改正》の規定による改正前の消費税法
- 新税率 31年新消費税法第29条《税率》に規定する税率
- 旧税率 31年旧消費税法第29条《税率》に規定する税率
- 31年施行日 改正法附則第15条《第3条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則》に規定する一部施行日（平成31年10月1日）
- 26年施行日 改正法附則第2条《消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則》に規定する施行日（平成26年4月1日）
- 31年指定日 改正法附則第16条第1項《第3条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において読み替えて準用する改正法附則第5条第3項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》に規定する31年指定日（平成31年4月1日）
- 26年指定日 改正法附則第5条第3項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》に規定する指定日（平成25年10月1日）
- 基本的な考え方編 平成31年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ & A【基本的な考え方編】

○ 和暦・西暦対照表

- 平成31年 2019年
- 平成32年 2020年

《 目 次 》

1 31年施行日前後の取引に係る税率の適用関係等

問1	月ごとに役務提供が完了する保守サービスの適用税率	1
問2	保守料金を前受けする保守サービスの適用税率	2
問3	部分完成基準が適用される建設工事等の適用税率	3
問4	不動産賃貸の賃借料に係る適用税率	3
問5	未成工事支出金として経理したものの仕入税額控除	4
問6	建設仮勘定として経理したものの仕入税額控除	4
問7	短期前払費用として処理した場合の仕入税額控除	5
問8	出来高検収書に基づき支払った工事代金の仕入税額控除	6
問9	31年施行日を含むゴルフ場の年会費	7

2 旅客運賃等の税率等に関する経過措置

問10	乗車券等が発行されない場合	8
問11	ICカードのチャージによる乗車等	8
問12	31年施行日以後のプラン変更による追加料金に係る適用税率	9
問13	ディナーショーの料金	10

3 電気料金等の税率等に関する経過措置

問14	携帯電話の料金	11
問15	定額通信料金	11
問16	貸ビルオーナーがテナントから受け取る電気料金の取扱い	12

問17	平成31年10月31日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定する場合	13
-----	------------------------------------	----

4 工事の請負等の税率等に関する経過措置

問18	地方公共団体の仮契約による契約日の判定	15
-----	---------------------	----

問19	機械設備等の販売に伴う据付工事	16
-----	-----------------	----

問20	建築後に注文を受けて譲渡する建物の取扱い	17
-----	----------------------	----

問21	青田売りマンション	18
-----	-----------	----

問22	工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用される建設工事の 値増金の取扱い	19
-----	--	----

問23	結婚式等の注文を受ける場合の経過措置の適用関係	20
-----	-------------------------	----

問24	歯の矯正治療やインプラント治療	21
-----	-----------------	----

5 資産の貸付けの税率等に関する経過措置

問25	リース資産の分割控除	22
-----	------------	----

問26	メンテナンス料を含むコピー機のリース料	22
-----	---------------------	----

問27	自動継続条項のある賃貸借契約	23
-----	----------------	----

問28	貸付期間中の解約条項がある場合	25
-----	-----------------	----

問29	賃貸料の変更があらかじめ決まっている場合	26
-----	----------------------	----

問30	「協議により同意があった場合に対価を変更することができる」旨の定め	26
-----	-----------------------------------	----

問31	「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨の定め	27
-----	-------------------------------	----

問32	正当な理由による対価の増減	28
-----	---------------	----

6 通信販売等の税率等に関する経過措置

問33	インターネット通販に係る経過措置の適用関係	29
問34	販売価格が変動しうることを示している場合	30

1 31年施行日前後の取引に係る税率の適用関係等

(月ごとに役務提供が完了する保守サービスの適用税率)

問1 当社は、事務機器の保守サービスを行っており、保守サービスの年間契約(月額〇〇円)を締結しています。この保守サービスについては、月ごと(20日締め)の作業報告書を作成し、保守料金を請求しており、月ごとに役務提供が完了するものです。この場合、31年施行日(平成31年10月1日)をまたぐ9月21日から10月20日までの期間に対応する保守サービスについては、新税率(10%)が適用されますか。

【答】

照会の役務提供契約は、年間契約とされていますが、月ごとの作業に対して料金を支払うこととされており、月ごとに役務提供が完了するものとのことです。

したがって、平成31年9月21日から同年10月20日までの役務提供については、その役務提供の完了した日である10月20日における税率(10%)が適用されることとなります。

(注) 1か月分の料金を日割り計算する等により、9月21日～9月30日の期間に相当する金額を算出することも可能ですが、照会のような取引は、毎月20日締めとしている1か月分の計算期間が一の取引単位であるとのことですので、その取引単位ごとに同一の税率が適用されます。

(保守料金を前受けする保守サービスの適用税率)

問2 当社は、事務機器の保守サービスを行っており、保守サービスの契約期間を平成31年10月1日以後1年間とする保守契約を平成31年9月30日までに締結するとともに、同日まで一括して1年間の保守料金を前受けしています。

なお、この保守契約は、月額〇〇円として保守料金を定めており、中途解約があった場合には、未経過期間分の保守料金を返還することとしています。

この保守契約に係る取引について、1年間分を一括收受し、前受金として計上したものを毎月の役務提供の完了の都度、収益に計上することとしています。この場合において、31年施行日(平成31年10月1日)以後、毎月の役務提供の完了の都度、収益に計上する際の適用税率はどのようになりますか。

【答】

役務の提供による資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要するものにあつては、その目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引渡しを要しないものにあつては、その約した役務の全部を完了した日とされています(基通9-1-5)。また、前受金に係る資産の譲渡等の時期は、現実に資産の譲渡等を行った時とされています(基通9-1-27)。

照会の保守契約のような、契約期間は1年間であるものの、保守料金が月額で定められており、その役務提供が月々完了するものについては、この保守契約に基づき計上した前受金に係る資産の譲渡等の時期は、現実に毎月の役務提供が完了する時であり、その時の消費税率が適用されます。

したがって、31年施行日以後、役務提供が完了するものについては、新税率(10%)が適用されることとなります。

(部分完成基準が適用される建設工事等の適用税率)

問3 建設工事等(工事進行基準の規定を受けるものを除く。)については、基通9-1-8《部分完成基準による資産の譲渡等の時期の特例》により、一定の事実がある場合には、その建設工事等の全部が完成しないときにおいても、その課税期間において引き渡した建設工事等の量又は完成した部分に対応する工事代金に係る資産の譲渡等の時期については、その引渡しを行った日とすることとされています。

このような部分完成基準が適用される建設工事等に対する消費税率の適用関係はどのようなものになりますか。

※ 当該建設工事等は、平成31年4月1日以後に契約を締結したものであり、工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用はありません。

【答】

照会の建設工事等については、それぞれの「部分引渡し」が行われた日により適用税率を判定することとなりますので、

- ・ 平成31年9月30日までの「部分引渡し」については、旧税率(8%)、
- ・ 平成31年10月1日以後の「部分引渡し」については、新税率(10%)

が適用されることとなります。

(不動産賃貸の賃借料に係る適用税率)

問4 当社は、不動産賃貸業を営む会社ですが、平成31年4月1日以後に契約する賃貸借契約(資産の貸付けの税率等に関する経過措置は適用されないもの)における次の賃借料に係る消費税の適用税率について教えてください。

- ① 当月分(1日から末日まで)の賃借料の支払期日を前月〇日としている賃貸借契約で、平成31年10月分の賃借料を平成31年9月に受領する場合
- ② 当月分の賃借料の支払期日を翌月〇日としている賃貸借契約で、平成31年9月分の賃借料を平成31年10月に受領する場合

【答】

31年新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、31年施行日(平成31年10月1日)以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます(改正法附則15)。

照会①は、平成31年10月分の賃借料であり、31年施行日以後である平成31年10月分の資産の貸付けの対価として受領するものですから、10月末日における税率(10%)が適用されます。

照会②は、平成31年9月分の賃借料であり、31年施行日前である平成31年9月分の資産の貸付けの対価として受領するものですから、支払期日を10月としている場合であっても、9月末日における税率(8%)が適用されます。

(未成工事支出金として経理したものの仕入税額控除)

問5 当社は、未成工事支出金として経理した課税仕入れにつき、その目的物の引渡しをした日の属する課税期間における課税仕入れとしていますが、この場合において、平成31年9月30日までの課税仕入れの金額について未成工事支出金として経理したものを31年施行日（平成31年10月1日）以後に完成する日の属する課税期間において課税仕入れとするときは、旧税率（8%）により、仕入税額控除の計算を行うこととなりますか。

【答】

建設工事等に係る目的物の完成前に行った当該建設工事等のための課税仕入れ等の金額について未成工事支出金として経理した場合においても、当該課税仕入れ等については、その課税仕入れ等をした日の属する課税期間において仕入税額控除を行うこととなりますが、当該未成工事支出金として経理した課税仕入れ等につき、当該目的物の引渡しをした日の属する課税期間における課税仕入れ等とすることも、継続適用を条件として認められています（基通11-3-5）。

したがって、照会の場合、平成31年9月30日までの課税仕入れの金額について未成工事支出金として経理したものを31年施行日以後に完成する日の属する課税期間において課税仕入れとする場合であっても、当該課税仕入れは31年施行日前に行ったものであることから、旧税率（8%）により、仕入税額控除の計算を行うこととなります。

(建設仮勘定として経理したものの仕入税額控除)

問6 当社は、建設仮勘定として経理した課税仕入れにつき、その目的物の完成した日の属する課税期間における課税仕入れとしていますが、この場合において、平成31年9月30日までの課税仕入れの金額について建設仮勘定として経理したものを31年施行日（平成31年10月1日）以後に完成する日の属する課税期間において課税仕入れとするときは、旧税率（8%）により、仕入税額控除の計算を行うこととなりますか。

【答】

建設工事等に係る目的物の完成前に行った当該建設工事等のための課税仕入れ等の金額について建設仮勘定として経理した場合においても、当該課税仕入れ等については、その課税仕入れ等をした日の属する課税期間において仕入税額控除を行うこととなりますが、当該建設仮勘定として経理した課税仕入れ等につき、当該目的物の完成した日の属する課税期間における課税仕入れ等とすることも認められています（基通11-3-6）。

したがって、照会の場合、平成31年9月30日までの課税仕入れの金額について建設仮勘定として経理したものを31年施行日以後に完成する日の属する課税期間において課税仕入れとする場合であっても、当該課税仕入れは31年施行日前に行ったものであることから、旧税率（8%）により、仕入税額控除の計算を行うこととなります。

(短期前払費用として処理した場合の仕入税額控除)

問7 当社(3月決算法人)は、平成31年3月に、平成31年4月から平成32年3月までの1年間の保守契約を締結し、同月中に1年分の保守料金を支払いました。

この保守料金は月極めであり、契約期間が31年施行日(平成31年10月1日)をまたいでいることから、適用税率は次のとおりとなっています。

- ・ 平成31年4月から9月分までの保守料金には旧税率(8%)
- ・ 平成31年10月から平成32年3月分までの保守料金には新税率(10%)

当社は、この保守料金について平成31年3月期の法人税の申告において、法人税基本通達2-2-14《短期の前払費用》を適用し、その保守料金の全額をその支払った日の属する事業年度において損金の額に算入することとしています。

ところで、消費税の課税仕入れの時期についても、基通11-3-8《短期前払費用》の規定により、その支出した日の属する課税期間において行ったものとして取り扱うこととされていますが、この場合、当社は平成31年3月課税期間の消費税の申告において、当該保守料金の仕入税額控除の計算はどのように行えばよいのですか。

【答】

平成31年3月課税期間に係る消費税の申告においては、

- ・ 平成31年4月から9月分までの保守料金(旧税率(8%)適用分)についてのみ、仕入税額控除を行い、
- ・ 平成31年10月から平成32年3月分までの保守料金(新税率(10%)適用分)に係る消費税等相当額については、仮払金として翌期に繰り越し、翌期の課税期間に係る消費税の申告において、新税率(10%)により、仕入税額控除を行うこととなります。

なお、1年分の保守料金について旧税率(8%)により仕入税額控除を行う場合には、翌課税期間において、新税率が適用される部分(平成31年10月分から平成32年3月分)について8%の税率による仕入対価の返還を受けたものとして処理した上で、改めて新税率(10%)により仕入税額控除を行うこととなります。

(注) 31年新消費税法の規定は、31年施行日以後の課税資産の譲渡等に適用されるものであることから、31年施行日以前の課税期間に係る消費税の申告においては、新税率による申告ができないため、照会の場合においては、上記の方法により消費税の申告を行うこととなります。

(出来高検収書に基づき支払った工事代金の仕入税額控除)

問 8 当社(9月決算法人)は、基通11-6-6《元請業者が作成する出来高検収書の取扱い》の規定を適用して、出来高検収書を作成し下請業者に記載事項の確認を受けることにより、当該出来高検収書に基づき課税仕入れを計上して消費税の申告を行っています。

ところで、当社は、平成31年4月1日以後に下請業者との間で建設工事等の請負契約(工事の請負等の税率等に関する経過措置は適用されないもの)を締結しているものがあり、下請業者から当該建設工事等の目的物の引渡しを受けるのは、平成31年10月1日以後となることから、工事代金は、新税率(10%)により計算しています。

この取引について、平成31年9月課税期間に係る消費税の申告において、平成31年9月30日までに出来高検収書に基づき支払った工事代金の仕入税額控除を行う予定ですが、平成31年10月1日より前の課税期間の申告であることから、8%の税率に基づき、仕入税額控除する予定です。

この場合、新税率10%と旧税率8%の差額の2%分については、どのように処理すればよいのですか。

【答】

照会の取引については、翌課税期間以後の課税期間に係る消費税の申告において、既に31年旧消費税法の規定(旧税率(8%))に基づき仕入税額控除をした部分について仕入対価の返還を受けたものとして処理した上で、改めて31年新消費税法の規定(新税率(10%))に基づき仕入税額控除を行うこととなります。

(31年施行日を含むゴルフ場の年会費)

問9 当社は、ゴルフ場を経営しており、優先・割引利用を受けることができる会員に対して、ゴルフ場の優先・割引利用といった役務提供を受け資格を維持させることを目的とする年会費を、年に1回請求しています。この年会費は、年額として1月1日に在籍する会員から受領することとしており、受領した年会費に対して当社は返還義務を負わないこととしています。

今回、平成31年1月から12月までの年会費を平成30年12月に請求するのですが、年会費の全額に対して旧税率（8%）が適用されますか。

【答】

照会の年会費は、ゴルフ場の優先・割引利用といった役務提供を受け資格を維持するために受領するものであり、月ごとに完了する役務提供の対価として受領するものではないものと考えられます。

また、このような年会費に係る税率については、会員から年会費の支払を受けるべきことが確定した時の税率が適用されます。

したがって、照会の年会費については、旧税率（8%）が適用されます。

2 旅客運賃等の税率等に関する経過措置

(乗車券等が発行されない場合)

問10 乗車券等が発行されない、いわゆるチケットレスサービスによる乗車等の場合にも、旅客運賃等の税率等に関する経過措置が適用されますか。

【答】

事業者が、旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日（平成31年9月30日）までの間に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が31年施行日（平成31年10月1日）以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については旧税率（8%）が適用されます（改正法附則5①、16①）。

この経過措置が適用されるかどうかの判定に当たっては、乗車券等が発行されているかどうかを問いません。

したがって、乗車券等が発行されない場合であっても、その旅客運賃等を26年施行日から31年施行日の前日までの間に領収している場合には、この経過措置が適用されます。

(ICカードのチャージによる乗車等)

問11 利用者が26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日（平成31年9月30日）の間にICカードに現金をチャージ（入金）し、31年施行日（平成31年10月1日）以後にそのICカードにより乗車券等を購入する場合又は乗車等する場合、旅客運賃等の税率等に関する経過措置が適用されますか。

【答】

事業者が、旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を26年施行日から31年施行日の前日までの間に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が31年施行日以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については旧税率（8%）が適用されます（改正法附則5①、16①）。

この26年施行日から31年施行日の前日までの間に「領収している場合」とは、具体的には、乗車券等を31年施行日前に販売した場合をいいますが（31年経過措置通達4、「基本的な考え方編」問10）、ICカードへ現金がチャージ（入金）された時点では、乗車券等の販売を行っていることとならないため、照会の場合、旅客運賃等の税率等に関する経過措置は適用されません。

(31年施行日以後のプラン変更による追加料金に係る適用税率)

問12 31年施行日(平成31年10月1日)以後の航空料金につき26年施行日(平成26年4月1日)から31年施行日の前日(平成31年9月30日)までの間に領収している場合、旅客運賃等の税率等に関する経過措置が適用されますが、31年施行日以後にアップグレードの申出があり、追加で料金を請求する場合には、その追加料金にも旅客運賃等の税率等に関する経過措置が適用されますか。また、ダウングレードの申出により、料金の一部を返還する場合にはどうなりますか。

【答】

事業者が、旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を26年施行日から31年施行日の前日までの間に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が31年施行日以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については旧税率(8%)が適用されます(改正法附則5①、16①)。

照会のアップグレードしたことにより追加で請求する料金については、「26年施行日から31年施行日の前日までの間に領収」しているものではありませんので、旅客運賃等の税率等に関する経過措置の適用はありません。

また、ダウングレードを行い、料金の一部を返金する場合には、当該航空料金は、その全額について領収していることから、その全額に旅客運賃等の税率等に関する経過措置が適用されます。

なお、アップグレード等が新たな旅客運送契約の締結となる場合には、31年施行日の前日までの間に領収している金額も含めてその全額に対して、この経過措置は適用されず新税率(10%)が適用されることとなります。

(ディナーショーの料金)

問13 当社では、ディナーショーを催していますが、31年施行日（平成31年10月1日）以後に開催するディナーショーについて、その料金を26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日（平成31年9月30日）の間に領収している場合には、旅客運賃等の税率等に関する経過措置が適用されますか。

【答】

事業者が、旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を26年施行日から31年施行日の前日までの間に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が31年施行日以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については旧税率（8%）が適用されます（改正法附則5①、16①）。

照会のディナーショーの料金は、改正令附則第4条第1項に規定する「映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、又は聴かせる場所への入場料金」に該当しますから、旅客運賃等の税率等に関する経過措置が適用されます。

なお、ディナークルーズと称し、クルーザーで遊覧航行しながら飲食を提供する場合がありますが、当該サービスは飲食の提供を主目的とするものであり、遊覧航行は飲食を提供する場所に付加価値を与えるものですから、たとえそのサービス内容に船舶への乗船が含まれているとしても、その料金は改正令附則第4条第1項第1号に規定する「船舶に係る旅客運賃」に該当しませんので、当該サービスについては旅客運賃等の税率等に関する経過措置は適用されません。

3 電気料金等の税率等に関する経過措置

(携帯電話の料金)

問14 当社では、月々の携帯電話の料金について、基本料（定額）、付加機能使用料及び通話料（通話量に応じたもの）を合計して計算し、一括して利用者に請求しています。
このような場合にも、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用対象となりますか。

【答】

電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気通信役務は、事業者が継続的に提供することを約する契約に基づき、31年施行日（平成31年10月1日）前から継続して提供し、かつ、31年施行日から平成31年10月31日までの間に、検針その他これに類する行為に基づきその役務の提供に係る料金の支払を受ける権利が確定するものです。

照会の基本料、付加機能使用料及び通話料等を一括して利用者に請求する携帯電話（電気通信役務の提供）の料金は、一定期間の通話量に応じて支払を受ける権利が確定するものですから、この経過措置の適用対象となります。

(定額通信料金)

問15 インターネット通信料金などで、月々の使用量に関係なく定額料金となっている場合、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用対象となりますか。

【答】

電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気通信役務は、事業者が継続的に提供することを約する契約に基づき、31年施行日（平成31年10月1日）前から継続して提供し、かつ、31年施行日から平成31年10月31日までの間に、検針その他これに類する行為に基づきその役務の提供に係る料金の支払を受ける権利が確定するものです。

照会の通信料金は、使用量の多寡にかかわらず毎月、一定額を支払うものであり、検針等により料金の支払を受ける権利が確定するものではないことから、この経過措置の適用対象となりません（31年経過措置通達7）。

なお、電気通信役務の料金設定が多段階定額制となっている場合、例えば、「使用量Aまでは〇〇円、使用量Aを超えた場合には××円とする。」といった場合には、その使用量に応じて料金の支払を受ける権利が確定することになりますから、この経過措置の適用対象となります。

(貸ビルオーナーがテナントから受け取る電気料金の取扱い)

問16 当社は、平成30年4月から所有しているビルの一部をテナントに貸していますが、ビル全体の電気については当社が電力会社と契約していることから、毎月テナントからテナント使用分の電気料金を受け取り、受け取った電気料金を当社の収入として計上しています（電力会社への支払は当社の費用として計上しています。）。当該テナント使用分の電気料金について、31年施行日（平成31年10月1日）から平成31年10月31日までの間に確定するものは、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用対象となりますか。

【答】

電気料金等の税率等に関する経過措置の適用要件とされる「継続的に供給し、又は提供することを約する契約」とは、電気等の供給を不特定多数の者に対して行う契約をいうこととされています（31年経過措置通達5）。

照会の貸ビルのオーナーが自己の所有するビルのテナントに限って、電気等の供給を行う事業者から購入した電気等を販売する取引は、不特定多数の者に対して行う電気等の供給契約ではないことから、電気料金等の税率等に関する経過措置は適用されません。

(平成31年10月31日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定する場合)

問17 当市では、水道料金の確定に当たって、2か月に1回検針を行っていますが、例えば、平成31年9月26日(前回検針日)後の使用量について平成31年11月26日に検針し、使用量及びそれに応じた水道料金が確定した場合、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用関係はどのようになりますか。

【答】

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき、31年施行日(平成31年10月1日)前から継続して供給し、又は提供する電気、ガス、水道水及び電気通信役務等で、平成31年10月31日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては、当該確定した料金のうち、次の算式により算出した部分について旧税率(8%)が適用されます(改正法附則5②、16①、改正令附則4③④)。

$$\text{経過措置の対象となる部分} = \text{31年施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金} \times \frac{\text{前回確定日}^{\ast 1} \text{から平成31年10月31日までの期間の月数}^{\ast 2}}{\text{前回確定日}^{\ast 1} \text{から31年施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数}^{\ast 2}}$$

※1 前回確定日とは、その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、電気等の供給を開始した日をいいます。

※2 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

したがって、照会の場合、平成31年11月26日の検針により確定した料金を、「前回確定日(平成31年9月26日)の翌日から起算して31年施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日(平成31年11月26日)までの期間の月数(2月)」で除し、これに、「前回確定日の翌日から起算して平成31年10月31日までの期間の月数(2月)」を乗じて計算した金額に係る部分、すなわち、平成31年11月26日の検針により確定した料金の全額について、旧税率(8%)が適用されることとなります。

【計算の詳細】

前回確定日：平成31年9月26日

31年施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日：平成31年11月26日

① 「前回確定日から31年施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数」【分母】

平成31年9月26日から平成31年11月26日までの期間の月数

起算日：平成31年9月27日(前回確定日の翌日)

応当日の前日の数：平成31年10月26日、平成31年11月26日 → 2月

② 「前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数」【分子】

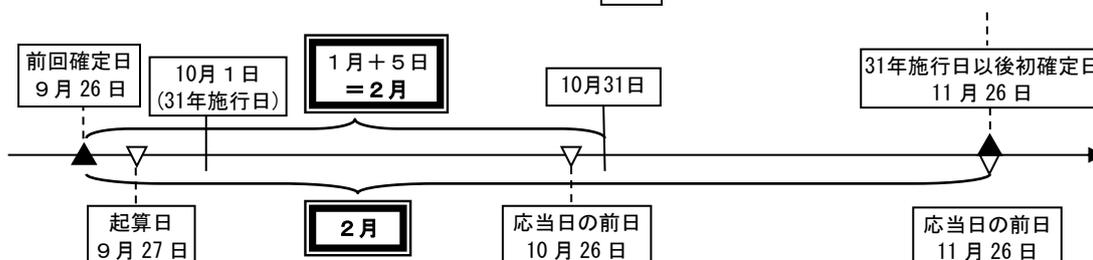
平成31年9月26日から平成31年10月31日までの期間の月数

起算日：平成31年9月27日（前回確定日の翌日）

イ 応当日の前日の数：平成31年10月26日 → 1月

ロ 平成31年10月31日 → 5日

ハ イ+ロ = 1月と5日 → **2月**



(参考)

○ 国税通則法（抄）

（期間の計算及び期限の特例）

第十条 国税に関する法律において日、月又は年をもつて定める期間の計算は、次に定めるところによる。

- 一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるとき、又は国税に関する法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。
- 三 前号の場合において、月又は年の始めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月にその相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

2 （省略）

4 工事の請負等の税率等に関する経過措置

(地方公共団体の仮契約による契約日の判定)

問18 当市では、一定金額を超える工事を発注する場合には、予算上の制約等から議会の承認（議決）を得ることとなっています。

このため、議会の承認を得る前に入札等により請負業者、請負金額等が決定している場合には、当市と業者との間で、「議会の承認を得た場合に本契約を締結し工事を実施する」旨を定めた仮契約を締結しています。

この場合、26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日（平成31年3月31日）までの間に工事に係る仮契約を締結すれば、仮契約した工事について、工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用対象となりますか。

【答】

照会の仮契約は、議会の承認を得た場合には本契約を締結し、工事を実施することを内容とするものですから、一種の停止条件付請負契約であると考えられます。

このような停止条件付契約も「工事の請負に係る契約」に含まれますから、26年指定日から31年指定日の前日までの間に仮契約した工事については、工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用対象となります。

(機械設備等の販売に伴う据付工事)

問19 機械設備等の販売契約において据付工事に関する定めがある場合、当該据付工事について工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用されますか。

【答】

26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日（平成31年3月31日）までの間に工事の請負等に係る契約を締結し、31年施行日（平成31年10月1日）以後に当該契約に係る目的物の引渡し等が行われる工事の請負等については、工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用されますが、機械設備等の販売契約において据付工事に関する定めがあり、かつ、当該契約においてその据付工事に係る対価の額が合理的に区分されているときは、機械設備等の本体の販売契約とその据付工事に関する契約とに区分して当該経過措置を適用することがその取引の実態に適合するものと考えられますから、当該契約に基づき行われる据付工事については、当該経過措置の対象となる工事の請負に係る契約に基づく工事に該当するものとして取り扱われます（31年経過措置通達12）。

この取扱いは、据付工事部分を「工事の請負に係る契約」に基づくものとして経過措置の適用対象とするものですから、例えば、その機械設備等の販売契約が31年指定日（平成31年4月1日）以後に締結され、その据付工事が31年施行日以後に行われたときは、経過措置の適用対象とならないということであり、また、その機械設備等の販売契約が26年指定日から31年指定日の前日までに締結されたとしても、31年指定日以後に据付工事に係る対価の額が増額されたときは、その増額部分については経過措置の適用対象になりません。

なお、契約書の名称が「機械販売契約書」等となっても、その契約内容が機械設備の製造を請け負うものであり、当該製造請負の対価が据付工事に係る対価を含んだところで契約されている場合、当該契約に基づき行われる機械の製造及び据付工事は、その全体についてこの経過措置の適用対象となります。

(建築後に注文を受けて譲渡する建物の取扱い)

問20 当社では、一戸建ての建売住宅の販売を行っていますが、26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日（平成31年3月31日）までの間に譲渡契約を締結し、当該住宅について、顧客が内装等に特別な注文を付すことができる場合には、工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用されますか。

【答】

既に建設されている住宅であっても、顧客の注文を受け、内外装の模様替え等をした上で譲渡する契約を締結した場合には、その住宅が新築に係るものであり、かつ、その注文及び譲渡契約の締結が26年指定日から31年指定日の前日までに行われたものであるときは、工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用されます。

(青田売りマンション)

問21 マンションの販売を行っている当社では、事前にモデルルームを公開して、マンションの完成前に売買契約を締結する、いわゆる青田売りを行う場合があります。
この場合、工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用されますか。

【答】

工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用対象となる契約には、建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものも含むこととされています（改正令附則4⑤）。

この場合の「注文に応じて」とは、譲渡契約に係る建物について、注文者が壁の色又はドアの形状等について特別の注文を付すことができることとなっているものも含まれます（31年経過措置通達13）。

したがって、マンションの青田売りの場合であっても、壁の色又はドアの形状等について特別の注文を付すことができるマンションについて、26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日（平成31年3月31日）までの間に譲渡契約を締結した場合には、この経過措置が適用されます。

また、次のような場合の経過措置の適用関係は、それぞれ次のとおりとなります。

- ① 建物の購入者の注文を付すことができる青田売りのマンションであるが、購入者の希望により標準仕様（モデルルーム仕様）の建物を譲渡した場合……購入者が「標準仕様」という注文を付したのであるから、26年指定日から31年指定日の前日までの間に契約をしたものであれば経過措置が適用されます。なお、31年指定日（平成31年4月1日）以後に仕様の変更を行った場合、当該仕様変更により、譲渡対価の額が変わらない限り、経過措置が適用されますが、譲渡対価が増額した場合には、その増額部分については、経過措置は適用されません。
- ② 建物の購入者の注文を全く付すことができない青田売りマンション（設計図どおりの仕様で建築するマンション）を譲渡した場合……購入者が注文を付すことができないことから、経過措置が適用されません。
- ③ ②のマンションで、契約後、購入者が内装等の注文を付すことを認め、その仕様に基づいて内装等をして建物を譲渡した場合……既に締結している契約を31年指定日の前日までに変更して、購入者の注文を付して建築した建物を譲渡する場合については、経過措置が適用されます。

(工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用される建設工事の値増金の取扱い)

問22 工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用される建設工事について、値増金（資材等の値上り等に応じて授受する一定の金銭）が発生した場合の取扱いはどうなりますか。

【答】

値増金は、建設工事の対価の一部を構成するものであり、工事代金が増額されたこととなるため、増額部分については、工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用はありません。

なお、この場合の増額部分については、建設工事の目的物の引渡しの時の税率が適用されることとなります。

(注) 工事進行基準を採用している場合の増額部分に係る対価の適用税率は、資産の譲渡等を行ったものとした時（工事進行基準を適用する課税期間の末日）の税率となります。

(結婚式等の注文を受ける場合の経過措置の適用関係)

問23 結婚式・披露宴に係る契約を31年指定日の前日（平成31年3月31日）までに締結し、31年施行日（平成31年10月1日）以後に結婚式等を行う場合、当該結婚式等について、工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用はありますか。

また、出席者の人数等が不確定のため、60名までのパック料金とし、1名追加ごとに料理代として2万円追加となる契約となっており、31年指定日（平成31年4月1日）以後に次のような事由が生じた場合についても、工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用はありますか。

- ① 出席人数が10名増加し、費用が20万円増加した場合
- ② パック料金に含まれる衣装代について、ランクを上げて追加料金が発生した場合（ランクアップ料金が、契約書上明記されている）
- ③ パック料金に含まれている飲み物の料金を超えたため、追加料金が発生する場合（一定量を超えた場合は、1本当たりの追加料金が契約書上明記されている）

【答】

工事の請負等の税率等に関する経過措置の対象となる工事（製造）の請負に類する契約とは、「請負、委任その他の請負に類する契約」であり、かつ、「役務の全部の完了が一括して行われるもの」とされていることから、一般的に、結婚式・披露宴の注文を受けて行う役務の提供に係る契約は、当該経過措置が適用される「その他の請負に類する契約」に該当するものと考えられます。

したがって、26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日までの間に契約が締結され、31年施行日以後に結婚式等を行う場合、工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用されます。

なお、あらかじめ参加人数やプラン内容に応じたパック料金が定められている結婚式等について、パック料金を超過した部分がある場合は、当該超過した部分に対して経過措置の適用はありませんので、照会における①から③の事由が生じた場合には、いずれの場合においても、パック料金を超過した部分には、経過措置が適用されません。

(歯の矯正治療やインプラント治療)

問24 歯の矯正治療及びインプラント治療について、31年指定日の前日（平成31年3月31日）までに申込みを受けた場合には、工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用はありますか。

なお、治療代については、31年施行日（平成31年10月1日）前までに代金を一括受領（患者が治療を止めた場合であっても返還しない）し、継続して受領した日の売上げとして計上しています。

【答】

一般的な歯の矯正治療やインプラント治療は、「役務の全部の完了が一括して行われるもの」に該当しないことから、工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用はありません。

なお、矯正治療代やインプラント治療代は、申込時に一括して受領する場合があります。契約において受領した治療代について返還しない旨を定めている場合があります。このような契約において、継続して受領した時の収益に計上している場合には、収益を計上した時の税率を適用して差し支えありません。

したがって、照会の場合、31年施行日前までに治療代を一括受領しており、受領した対価について返還することがなく収益として確定しているものとのことです。経理処理上も継続的に対価を受領したときに収益に計上している場合は、収益に計上した時の税率（8%）を適用して差し支えありません。

5 資産の貸付けの税率等に関する経過措置

(リース資産の分割控除)

問25 所有権移転外ファイナンス・リース取引（所得税法施行令第120条の2第2項第5号又は法人税法施行令第48条の2第5項第5号に規定する「リース取引」をいう。）につき、賃借人が賃貸借処理（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をいう。）をしている場合には、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理（以下「分割控除」という。）が認められています。

26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日（平成31年9月30日）までに引渡しを受けたリース資産について分割控除する場合は、31年施行日（平成31年10月1日）以後の支払に係る分割控除についても旧税率（8%）に基づき行うこととなりますか。

【答】

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース資産の譲渡として取り扱われますので、消費税率は、当該リース資産の譲渡があった時の税率が適用されます。

したがって、26年施行日から31年施行日の前日までに引渡しを受けたリース資産に係る分割控除については、31年旧消費税法が適用され、31年施行日以後の支払に係る分割控除は、旧税率（8%）に基づき行うこととなります。

(メンテナンス料を含むコピー機のリース料)

問26 当社の行うコピー機のリース取引（オペレーティング・リース）については、リース料にメンテナンスに係る料金を含む月額料金で契約しています。

契約期間は5年間でその期間中、料金の改定ができないこととなっており、26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日（平成31年3月31日）までに契約を締結し、31年施行日（平成31年10月1日）前から引き続き貸し付けることとなります。

この場合に、資産の貸付けの税率等に関する経過措置が適用されますか。

【答】

メンテナンスを賃貸人の責任として行っており、リース料の算定にその費用を織り込んだ上でリース料を算出している場合は、月額料金の全額について資産の貸付けの税率等に関する経過措置が適用されます。

なお、顧客の選択により、リース契約とは別の契約により付加されるメンテナンス料については、資産の貸付けの税率等に関する経過措置は適用されません。

(自動継続条項のある賃貸借契約)

問27 当社が貸し付けているテナントビルに係る賃貸借契約は、31年指定日の前日（平成31年3月31日）までに締結しており、その契約内容は、資産の貸付けの税率等に関する経過措置の適用要件を満たすものです。

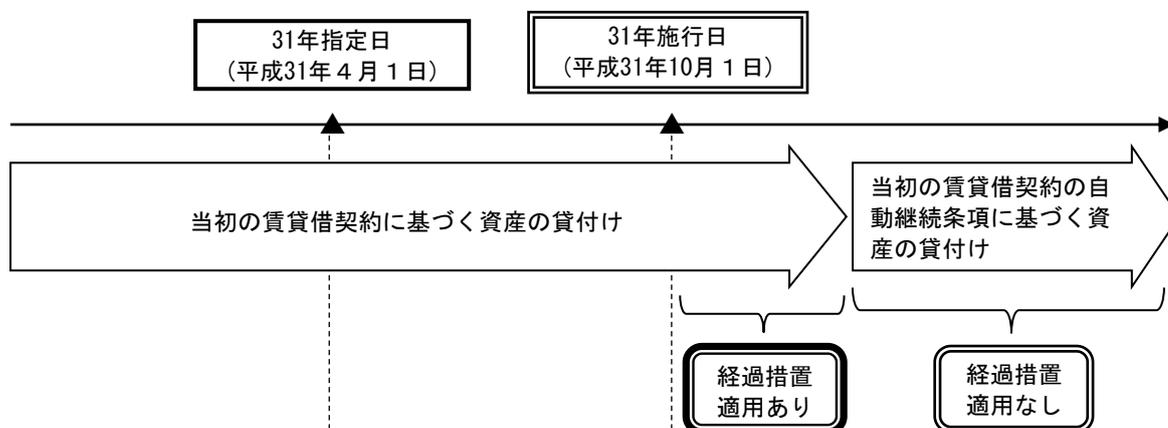
ところで、この賃貸借契約には、自動継続条項が定められており、いずれか一方からの解約の申出がない限り、当初条件で自動的に賃貸借契約が継続されます。

例えば、当初の貸付期間が31年施行日（平成31年10月1日）を含む2年間で、その後2年ごとに自動継続する場合、自動継続期間を含めて、経過措置が適用されますか。

【答】

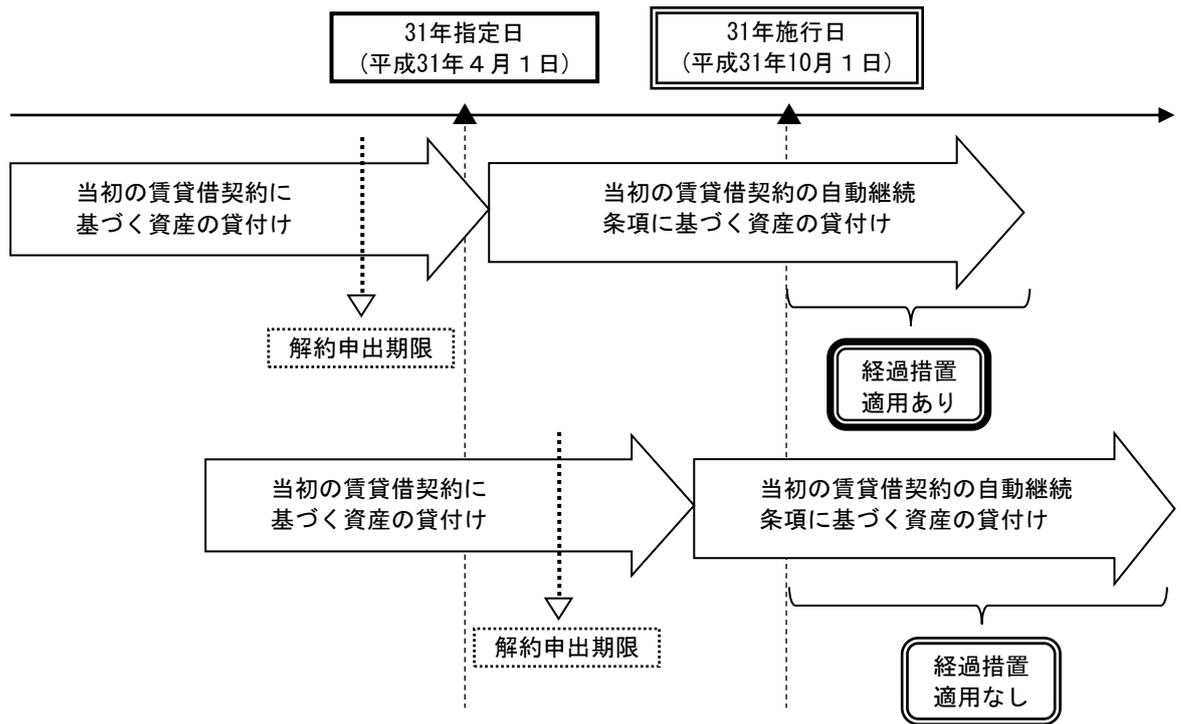
26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当するときは、31年施行日以後に行う当該資産の貸付けについては、資産の貸付けの税率等に関する経過措置により、旧税率（8%）が適用されます。

照会の場合、自動継続条項があるとしても、契約における当初の貸付期間は2年間ですから、その2年間のうち、31年施行日以後に行われる貸付けのみがこの経過措置の適用対象となります。



(注) 自動継続条項のある賃貸借契約で、例えば、解約する場合は貸付期間満了日の〇月前までに申し出ることとされている場合、解約申出期限を経過したときに当事者間の合意、すなわち新たな契約の締結があったものと考えるのが相当ですから、26年指定日から31年指定日の前日までに解約申出期限が経過して自動継続された契約に基づき、31年施行日前から31年施行日以後引き続き貸付けを行う場合には、その自動継続後の貸付けで31年施行日以後行われるものについてこの経過措置が適用されます。

なお、31年指定日（平成31年4月1日）以後に解約申出期限が経過して自動継続された場合には、その自動継続後の貸付けについてこの経過措置は適用されません。



(貸付期間中の解約条項がある場合)

問28 当社が貸し付けているテナントビルに係る賃貸借契約においては、貸付期間及び貸付期間中の賃貸料が定められており、かつ、賃貸料の変更はできないこととなっておりますが、やむを得ない事情が生じた場合には、いつでも解約することができる旨の特約が付されています。

このような解約条項がある賃貸借契約でも、資産の貸付けの税率等に関する経過措置が適用されますか。

【答】

26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日（平成31年3月31日）までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日（平成31年10月1日）前から引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が次の「①及び②」又は「①及び③」に掲げる要件に該当するときは、31年施行日以後に行う当該資産の貸付けについては、旧税率（8%）が適用されます（改正法附則5④、16①、改正令附則4⑥）。

- ① 当該契約に係る資産の貸付期間及びその期間中の対価の額が定められていること。
- ② 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
- ③ 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと並びに当該貸付けに係る資産の取得に要した費用の額及び付随費用の額（利子又は保険料の額を含む。）の合計額のうち当該契約期間中に支払われる当該資産の貸付けの対価の額の合計額の占める割合が100分の90以上であるように当該契約において定められていること。

照会の場合には、解約の申入れをすることができる旨が定められていますから、③の要件を満たしていませんが、①及び②の要件を満たしていますので、この経過措置が適用されます。

(賃貸料の変更があらかじめ決まっている場合)

問29 当社が貸し付けているテナントビルに係る賃貸借契約は、26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日（平成31年3月31日）までの間に締結しており、その契約内容は、貸付期間を2年間とし、その期間中の賃貸料につき最初の1年間は月20万円、残りの1年間は月15万円としています。

この賃貸借契約について、資産の貸付けの税率等に関する経過措置が適用されますか。

【答】

資産の貸付けの税率等に関する経過措置の適用要件の1つとして、「対価の額が定められていること」とされています（改正法附則5④一、16①）。

照会の場合には、貸付期間中に賃料が変動しますが、貸付期間及びその期間中の対価の額があらかじめ定められていることから、「対価の額が定められていること」に該当します。

したがって、照会の場合、他の適用要件を満たしている場合には、この経過措置が適用されます。

(「協議により同意があった場合に対価を変更することができる」旨の定め)

問30 資産の貸付けの税率等に関する経過措置の要件に、「事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」とありますが、契約書等に「賃貸人は賃借人と協議の上、もしくは、賃借人の同意が得られた場合に変更できる」と定めている場合、この要件に該当しますか。

【答】

資産の貸付けの税率等に関する経過措置の適用要件の1つとして、「対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」とされています（改正法附則5④二、16①）。

照会の場合には、賃借人の同意を得られることを条件としていても、事業者が対価の変更を求めることができる旨の定めがあることとなり、「事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」の要件に該当しないこととなります。

(「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨の定め)

問31 資産の貸付けの税率等に関する経過措置の要件に、「事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」とありますが、資産の貸付けに係る契約において、資産を借り受けた者が支払うべき消費税相当分について「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨を定めている場合、この経過措置が適用されますか。

【答】

資産の貸付けの税率等に関する経過措置の適用要件の1つとして、「対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」とされています。

照会のような「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨の定めは、「事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定め」に該当しないものとして取り扱われます（31年経過措置通達17）。

したがって、資産の貸付けに係る契約において「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨の定めがあったとしても、当該契約の内容が他の要件を満たす場合には経過措置が適用されます。

なお、経過措置の対象となる資産の貸付けについて、当該資産の貸付けに係る契約における「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨の定めに基づき、31年指定日（平成31年4月1日）以後に賃貸料を変更した場合には、変更後の資産の貸付けについては経過措置の対象となりません（改正法附則5④ただし書、16①）。

(正当な理由による対価の増減)

問32 資産の貸付けの税率等に関する経過措置が適用される資産の貸付けについて、31年指定日（平成31年4月1日）以後に賃貸人が修繕義務を履行しなかったことを理由に賃貸料を減額した場合、この経過措置が適用されることになるのですか。

【答】

資産の貸付けの税率等に関する経過措置は、26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日（平成31年3月31日）までの間に締結した契約に基づき、31年施行日（平成31年10月1日）前から31年施行日以後引き続き行われる資産の貸付けのうち、一定の要件を満たすものに適用されますが、31年指定日以後に資産の貸付けに係る対価の額が変更された場合には、その対価の額を変更した後の貸付けについて、この経過措置を適用することができないこととされています（改正法附則5④ただし書、16①）。

これは、資産の貸付けに係る契約においてその対価の額について変更を求めることができる旨の定めがないとしても、諸般の事情が生じたことにより、当該対価の額が変更された場合には、それにより、事実上、新たな貸付契約が締結されたと同視し得ることから、その変更後の貸付けに係る対価の額の全額について経過措置の対象としないこととするものです。

この場合の対価の額の変更には、増額することのほか減額することも含まれますが、その対価の額の変更が、例えば、賃貸人が修繕義務を履行しないことにより行われたものであるなど、正当な理由に基づくものである場合にまで、新たな貸付契約が締結されたと同視するのは適当ではありません。

したがって、その対価の変更が正当な理由に基づくものである場合には、その対価の変更につき、資産の貸付けの税率等に関する経過措置が適用されないこととなる「当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合」に該当しないものとして取り扱われます（31年経過措置通達19）。

なお、物価変動、租税公課等の増減を理由とする対価の額の変更は、正当な理由に基づくものには該当しません。

6 通信販売等の税率等に関する経過措置

(インターネット通販に係る経過措置の適用関係)

問33 当社は、31年指定日（平成31年4月1日）より前からインターネット通販により、電化製品等を販売しています。当該電化製品等の販売価格等の販売条件については、31年指定日から31年施行日の前日（平成31年9月30日）まで変更しないこととしていましたが、平成31年8月に数日間セールを実施し、当該期間に販売する電化製品等を一律200円引きすることとしました。

この場合、31年施行日（平成31年10月1日）前までに申し込まれたものについて、通信販売等の税率等に関する経過措置の規定が適用されますか。

また、当社では、電化製品等を販売する際に、電化製品等の対価とは別に送料を受領しています。当該送料についても、通信販売等の税率等に関する経過措置が適用されますか。

【答】

通信販売（不特定かつ多数の者に商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいい、予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置に規定する契約に係る販売を除きます。）の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に商品を販売するときは、その商品の販売については旧税率（8%）が適用されます（改正令附則5③）。

照会の場合、31年指定日からセール開始日の前日までの間の申込みについては、当該申込時の販売条件に従って31年施行日以後に商品の販売をする場合、通信販売等の税率等に関する経過措置が適用されます。この場合、31年指定日前に販売条件を提示していること及び提示した販売条件に従って商品の販売が行われたことについて、書類等で明らかにしておく必要があります。

また、平成31年8月に数日間セールを行っているので、当該セール以後においては、新たに販売条件を提示したこととなり、セール終了日以後において、販売条件を当該セール前に戻したとしても、セール開始日以後の商品の販売については、通信販売等の税率等に関する経過措置は適用されません。

なお、商品の販売に係る対価とは別に受領する送料について、31年指定日前に当該送料に係る条件を提示し、商品の販売の申込時において当該条件に従って送料が確定する場合には、商品の販売と同様に通信販売等の税率等に関する経過措置が適用されます。

(販売価格が変動しうることを示している場合)

問34 当社のインターネット通販では、予約商品について、申込みから発売の間で商品の価格が下落した場合には、申込時の価格ではなく、下落時の最低価格で販売することとしており、このように販売価格が変更されることがあることについては、当社の運営するインターネットサイトで示しております。

この場合、通信販売等の税率等に関する経過措置が適用されますか。

【答】

通信販売（不特定かつ多数の者に商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいい、予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置に規定する契約に係る販売を除きます。）の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日（平成31年4月1日）前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日（平成31年10月1日）前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に商品を販売するときは、その商品の販売について旧税率（8%）が適用されます（改正令附則5③）。

照会の場合、予約商品に係る販売価格は、申込時に示された価格から変更される場合があるものであり、参考価格が示されていたにすぎず、実際に販売する時の価格を示していないことから、通信販売等の税率等に関する経過措置の適用要件である「指定日前に販売価格その他の条件を提示し、施行日前に申込みを受けて当該提示した条件に従って施行日以後に商品を販売するとき」には該当せず、この経過措置の適用はありません。

なお、結果として31年指定日前にインターネットサイトで掲載していた販売価格と譲渡時の販売価格が一致したとしても、変更する可能性のある販売価格を示している以上、この経過措置の適用はありません。